

関係自治体の皆様からいただいたご意見に対する考え方

(H23.3.15 版)

多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。

関係自治体からいただいたご意見に対する考え方(H23.3.15版)

団体名		静岡県	
No	I.関係頁	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方
1	3-7ページ 第3項の1の(1)、(2)	「良好な自然環境の保全・再生」で地域住民や関係機関と調整・連携に努めるとの記載がある。また、「動植物の生息・生育地の保全・再生」では貴重なミズハゼ類も生息しており(中略)それらの保全に努めるとの記載もある。河道掘削や樹木伐開、工事施工の際には、実施時期、工種工法の選定、対策工の施工など十分な配慮をお願いします。	ご意見のとおり、河道掘削や樹木伐開、工事施工の際には、実施時期、工種工法の選定、対策工の施工など十分な配慮をしていきます。
2	3-7ページ 第3項の1の(1)、(2)	大井川河口や天竜川河口で実施中の事業で、鳥類や魚類の生息地が破壊されること危惧する研究者の意見が自然保護室に届いており、国交省静岡河川事務所による保全対策連絡会も開催されている。 今後も工事の実施にあたり、希少種の保護に関し関係者との調整を行うようお願いする。	ご意見のとおり、今後も工事の実施にあたり、希少種の保護に関し関係者との調整を行っていきます。
3	3-7ページ 第3項の1の(1)、(2)	大井川河口の県立自然公園への指定について、今後も検討・調整をお願いします。	大井川河口の県立自然公園への指定については、整備計画における整備の内容との関係を踏まえたうえ、必要に応じて検討・調整を行っていきます。
4	1-12ページ、15行目	「1/10渇水流量(約2.0m ³ /s)」とあるが、大井川の流況改善のため、昭和63年より塩郷えん堤から3.0m ³ /s以上の維持流量の放流を行っており、現在の水利使用規則にも定められている。さらに笹間川にも0.2m ³ /sの維持流量が定められており、他にも支川が合流し、取水が行われていないこの地点から神座地点の区間において、河川流量がこれらの合計流量を下回ることは考えにくい。公式記録として訂正不可能な流量かもしれないが、今後正常流量の回復の具体策を検討する際には、流量観測等の精度を上げる必要もあると思われる。	渇水流量の2m ³ /sは、神座地点のH3～15(うち2カ年欠測)の期間で最低流量である1.95m ³ /s≒2m ³ /sとしています。流量観測は、低水流量観測、高水流量観測とも、建設省河川砂防基準(案)同解説 調査編に基づき実施しております。現時点では当時の観測データの検証は出来ませんが、今後も流量観測時の監視及びデータの確認体制を強化しつつ、精度向上のための観測手法の検討も実施してまいります。
5	3-6ページ、25行目	水利使用規則に定められた利水量の報告は当然であるが、水利調整に必要なダム貯水量等の全ての情報を、インターネット等のリアルタイムな手段で提供することについては、利水者に過度な負担を強いる可能性もあるため、このことを配慮願いたい。	インターネット等を利用したダム貯水量等の情報交換は、迅速な情報収集並びに無効取水の啓発など渇水時の河川及びダム管理上非常に有効な手段と考えます。経済的かつ効率的な情報交換ネットワークの構築を行うための検討を図りつつ、関係者の理解のもと実施していきたいと考えております。
6	3-7ページ、1行目	「・・・水利権の更新時における適正な見直し等、水利秩序に配慮しつつ、関係機関と調整・協議し、水利利用の合理化を進める。これにより流水の正常な機能を維持するために必要な流量の一部を回復する。」とありますが、文章が強行な姿勢に読み、利水者に負担が大きい表現となっていると考えます。このため、天竜川河川整備計画の記載内容と同様に「これにより流水の正常な機能を維持するために必要な流量の一部を回復に努める。」としていただきたい。	ご指摘の意見を参考に以下のとおり修正します。 「これにより流水の正常な機能を維持するために必要な流量の一部を回復するように努める。」
7	3-7ページ、4行目	正常流量を回復するため利水者の利水量を減じるとも解釈される表現となっている。H18.8.9の大井川水系河川整備基本方針(案)に関する中部地方整備局からの補足説明の中でも、「今後、正常流量の確保にあたっては、既得水利権を尊重しつつ、適正な水利用が図れるように新たな水源の確保も含め、考えられる様々な手法について検討し、関係者との調整を図っていくものである。」としている。そのため、天竜川水系河川整備計画を参考に、「これにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の一部を回復に向け、関係者との調整を図る。」といった表現方法に変更願いたい。	正常流量の回復を目的とした利水量の減量は考えておりません。適正な見直しにより結果的に正常流量の回復に繋がることを期待しております。上記の指摘の文末の表現ですが、前段の文章に「関係機関と調整」という記述がありますので、再度付け加える必要はないと考えます。
8	3-7ページ、9行目	「大井川水利調整協議会」による節水対策等の渇水対策を推進する。」とあるが、「大井川水利調整協議会」の節水対策等を通じて渇水対策を推進する。」といった表現方法に変更願いたい。	指摘の通り、『大井川水利調整協議会』を通じて、水利調整を図る。』と記述を修正します。

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方に精粗がありますことをご容赦願います。」

関係自治体からいただいたご意見に対する考え方(H23.3.15版)

No	I.関係頁	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方
団体名		静岡県	
<p>「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方に精粗がありますことをご容赦願います。」</p>			
9	3-16ページ、22行目	「大井川水利調整協議会」を開催し水利調整を図る。」とあるが、「大井川水利調整協議会」を通じて、水利調整を図る。」といった表現方法に変更願いたい。	設問8と同様の回答とします。
11	3-2ページ1行目	「…牛尾山付近の狭窄部において、河道掘削や樹木伐採等を行い必要な河道断面を確保する。」とありますが、開削部分の至近上流には、大井川農業用水の重要構造物である水路橋が河川を横断しているため、開削に伴う河床低下による橋脚部洗掘の影響を懸念しております。このため「…牛尾山付近の狭窄部において、上下流の河川内工作物への影響に配慮し河道掘削や樹木伐採等」と変更願います。	・牛尾山開削に関する影響については、第3回大井川流域委員会において、「牛尾山開削による流速への影響」、「牛尾山開削による河床変動への影響」について説明した資料を公表しています(HP参照)。また、整備計画素案において、河道掘削後には各種モニタリングを行い、必要な措置を講じるとしています。 整備を行うに際しては、必要に応じ関係機関等と事前の調整や情報の共有を図りながら進めます。
12	1 水位低下対策 (1)河道掘削・樹木伐採・引堤	島田市牛尾地区(19k付近)において、河道掘削が計画されているが、添付図面によると森林計画対象森林と思われます。事業実施時には必要な手続きをとるようお願いいたします。	・事業実施時には必要な手続きをとるようになります。
13	1-9ページ 18行目	島田市牛尾・神座地区では、本川の堤防整備を進めることとしていますが、直轄管理区間に流れ込む県管理河川の犬津谷川、相賀谷川との計画や整備の調整が必要になると考えられますので、事前の調整をお願いします。	・実施内容の中の個別事業に関する影響については、その事業計画で具体的な影響を検討します。 整備を行うに際しては、必要に応じ関係機関等と事前の調整や情報の共有を図りながら進めます。
14	3-2ページ 下から2行目	本文(素案)では、「長島ダム下流の河道の整備に合わせ、関係機関と調整し長島ダムの運用の見直しを行うことで、洪水調節機能の更なる活用を図る。」とあり、『大臣管理区間の整備計画の目標に合わせてダム下流の河道整備を行いダム運用の見直しを行う』と読めますが、指定区間では大臣管理区間の整備計画期間内において同程度の目標で河川整備を行うことは困難です。このため、以下のとおり本文の変更を検討願います。 (変更案) 『長島ダム下流の河道の整備に合わせ河川の状況を考慮し、関係機関と調整し、長島ダムの運用の見直しを行うことで、洪水調節機能の更なる活用を図る』 また、「長島ダム運用の見直し」にあたっては、下流指定区間への治水上の影響を十分に考慮していただくとともに、関係地域への説明を十分に行い、地域の理解を得ていただくようお願いいたします。	・長島ダム洪水調節方法の変更については、下流河道の状況を考慮し、静岡県や関係市町とも十分に調整を行い進めていきます。 引き続き、整備計画への記載については関係機関と調整していきます。
14	その他	・住民意見交換会などの開催が、下流の大臣管理区間に隣接する市町のみでの開催となっています。整備計画の対象区間には、長島ダムを含む上流の大臣管理区間も含まれることから、上流域の川根本町および静岡市での河川整備計画の周知についてもご配慮をお願いします。	・住民意見交換会の開催場所については、直轄管理区間の市町に加え川根本町においても実施します。また、長島ダム管轄の関係市町を含めて、縦覧による意見聴取や事務所HPにおける意見募集も行いますので、住民の方のご意見については広く聴取する予定です。

関係自治体からいただいたご意見に対する考え方(H23.3.15版)

団体名		島田市	
No	I.関係頁	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方
1	1-7ページ第4項 河川環境の沿革8行目	「金谷地区では夏の風物詩の花火大会や大井川蓮台越しも行われている。」とあるが、「夏の風物詩の花火大会や大井川蓮台越しも行われている。」とすべき。(金谷地区では夏の風物詩の大井川蓮台越しは行われていない。)	「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方に精粗がありますことをご容赦願います。」 ・ご指摘のとおり「夏の風物詩の花火大会や大井川蓮台越しも行われている。」へ修正します。
2	1-15ページ上から18行目	「水防管理団体は8団体・・・」とあるが、現在4団体しかない。	・ご指摘のとおり「水防管理団体は4団体・・・」へ修正します。
3	3-6ページ(2)広域防災ネットワークの構築	「洪水や高潮、地震による被災時の復旧・復興に要する時間を極力短くするため、沿川自治体と調整・連携を図りながら多目的河川敷道路、高規格幹線道路等を含めた広域防災ネットワークの構築を図る。」とあるが、「洪水や高潮、地震による被災時の復旧・復興に要する時間を極力短くするため、資機材の運搬路を確保して迅速な復旧活動を行える緊急用河川敷道路の延伸・機能強化、高規格幹線道路や堤防天端等に設けた管理用通路等を含めた沿川自治体と調整・連携を図りながら広域防災ネットワークの構築に取り組み。」と変更するよう意見する。	・大井川水系河川整備計画素案における神座地区上流部の河道整備は、流下能力の確保と堤防強化を目的としています。現時点における素案においては樹木伐開、築堤、高水・低水護岸による流下能力確保、堤防防護を行う内容としています。高水敷整備は行わない予定です。 ・神座上流部の多目的河川敷道路の整備については、高水敷を基盤とした整備を行えないことから、堤防天端に設けた管理用通路の機能強化を図ることなど、既存の河川管理施設を活用することの検討を行い、広域防災ネットワークの構築の中で取り組んで参りたいと考えております。 ・これらの状況を踏まえて、原案において下記のとおり表現を変更します。 「洪水や高潮、地震による被災時の復旧・復興に資するため、必要に応じて堤防天端等に設けた管理用通路の機能を強化し、沿川自治体と調整・連携を図りながら多目的河川敷道路、高規格幹線道路等を含めた広域防災ネットワークの構築を図る。」
4	3-6ページ(2)及び4-2-7ページ図中	多目的河川敷道路(マラソンコース)の第2期整備計画を明確に表記願いたい。 多目的河川敷道路は、平成6年度に大井川町で開かれた「全国川サミット」において、大井川を軸とした地域活性化の手段として河川敷を利用したマラソンコース構想が提唱されたことを受け、当時の建設省直轄事業として、平成8年度から事業着手されたものです。また、同時に島田市・藤枝市・大井川町(現焼津市)による「大井川河川敷マラソンコース整備推進協議会」を組織し、マラソンコースに付帯する便益施設等の整備を協議会により実施し、平成13年度には付帯施設も含めた第1期工事区間17.9kmが完成したところです。第1期工事完成後は協議会において施設の維持管理及び利用促進を行うと共に、第2期工事区間の延伸整備が図られるよう三市長による要望活動を国土交通省及び中部地方整備局に毎年度継続して実施しているところであり、要望に対し、大井川右岸牛尾山狭窄部の河道掘削工事完了後、左岸神座地区の護岸整備と合わせ多目的河川敷道路の整備を実施していただける旨回答いただいておりますので、当該河川整備計画にも第2期工事区間整備(L=4.6km)の明確な表記をしていただきたく願います。	設問3と同様の回答とします。

関係自治体からいただいたご意見に対する考え方(H23.3.15版)

団体名	藤枝市
-----	-----

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方に精粗がありますことをご容赦願います。」

No	I.関係頁	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方
1	3-17ページ (3)河川利用、水面利用の適正化	第2回流域委員会で提案された「河川整備計画の骨子について」の第1章第2節第3項「河川環境の現状と課題4」で河川利用の促進として多目的河川敷道路の延伸を検討すると記載されていたが、今回の素案における河川利用・水面利用の適正化では、多目的河川敷道路の延伸を検討する記載が無くなっている。多目的河川敷道路の延伸は、流域市町の長年の要望でありますので、整備計画への配慮をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・大井川水系河川整備計画素案における神座地区上流部の河道整備は、流下能力の確保と堤防強化を目的としています。現時点における素案においては樹木伐開、築堤、高水・低水護岸による流下能力確保、堤防防護を行う内容としています。高水敷整備は行わない予定です。 ・神座上流部の多目的河川敷道路の整備については、高水敷を基盤とした整備を行えないことから、堤防天端に設けた管理用通路の機能強化を図ることなど、既存の河川管理施設を活用することの検討を行い、広域防災ネットワークの構築の中で取り組んで参りたいと考えております。 ・これらの状況を踏まえて、原案において下記のとおり表現を変更します。 <p>「洪水や高潮、地震による被災時の復旧・復興に資するため、必要に応じて堤防天端等に設けた管理用通路の機能を強化し、沿川自治体と調整・連携を図りながら多目的河川敷道路、高規格幹線道路等を含めた広域防災ネットワークの構築を図る。」</p>